

令和 7 年 11 月 28 日
文 部 科 学 省
初等中等教育局初等中等教育企画課

指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドラインの改定に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドラインの改定について、令和 7 年 9 月 16 日から令和 7 年 10 月 15 日までの期間、電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 8 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約し、パブリックコメントの対象となる意見についてのみ、考え方を示させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
2. 「指導が不適切である」教諭等の定義について	<p>指導が不適切となる行為を明確化してほしい。</p> <p>指導が不適切であることの具体例には、児童等に対する人権侵害も含まれると考えられるため、例に明記してほしい。</p>	<p>本ガイドラインにおいて、指導が不適切であることの具体例として、「教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない場合（教える内容に誤りが多かったり、児童等の質問に正確に答え得ることができない等）」、「指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない場合（ほとんど授業内容を板書するだけで、児童等の質問を受け付けない等）」、「児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことが適切に行うことができない場合（児童等の意見を全く聞かず、対話もしないなど、児童等とのコミュニケーションをとろうとしない等）」を挙げていますが、指導が不適切な教諭等は任命権者である教育委員会がその権限と責任の下に認定することとなっています。</p> <p>また、例えば児童等に対する人権侵害等により懲戒処分事由に該当する場合には、指導改善研修により対処するのではなく、懲戒処分を行うべきものであると考えます。</p>
3. 「指導が不適切である」教諭等の把握及び報告・申請	<p>指導が不適切であるとの事実の確認に当たっては、子供自身が自由に申告できる環境・体制整備が必要ではないか。</p>	<p>本ガイドラインにおいて、「校長は、日常の授業観察を通じて、あるいは児童等や保護者からの意見・苦情等から、所属する教諭等の指導状況の把握に努めなければならない」としており、児童等からの意見も踏まえて指導状況の把握に努める必要があるとしています。</p>

<p>8. 指導改善研修後の措置</p>	<p>学校へ復帰する場合について、教諭本人や校長の意向ではなく、児童の気持ちを優先すべきではないか。</p>	<p>本ガイドラインにおいて、指導が不適切な状態が改善され、児童等に対する指導を適切に行うことができると認定された教員が学校に復帰する場合、「校長は当該教諭等が円滑に復帰できるよう、周囲の教員や保護者等に対し、本人が真摯に研修に取り組み、指導の改善が図られたことを十分説明するなど、当該教諭等への理解と協力が得られるような環境整備に努めなければならない」としており、復帰にあたっては周囲から理解を得られるように取り組みを行う必要があるとしています。</p>
<p>9. 教員の指導力の維持・向上のための取組</p>	<p>指導に課題のある教員に対して、経験豊富なベテラン教員を指導者として割り当て、定期的な助言やサポートを行うべきではないか。</p>	<p>本ガイドラインにおいて、各教諭等が指導が不適切な状態に陥らないように、「校長だけでなく、教頭や先輩教員等の同僚が日常的に指導、助言、相談できる良好な職場環境を整えることが望まれる」こと、指導に課題がある教諭等への指導、助言に当たって、「指導教諭の役割を十分に生かすことも重要である」こととしており、同僚からのサポートを得られる環境整備が必要であるとしています。</p>
	<p>指導が不適切になる背景には、教員の精神的な不調や過度なストレスが潜んでいる場合があり、専門家への相談を促す仕組みを人事管理システムに盛り込むべきではないか。</p>	<p>本ガイドラインにおいて、指導に課題がある教員がいた場合には、「早期に適切な指導、助言、環境整備を行うなど、きめ細かな支援体制を整えることが重要」であり、具体的対応としては、「個々の教員が孤立化したり、一人で責任感や負担感を抱え込んだりすることを防ぐために、管理職や同僚とのコミュニケーションの促進やラインによるケアの充実を図ることやメンタルヘルスの保持等のための相談窓口の周知等を行うこと」などとしています。</p>